

# 表音的仮名遣い案における社会への配慮： 大正期までのあとづけ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1997-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大木, 正義 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1447">https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1447</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 表音的仮名遣い案における社会への配慮

——大正期までのあとづけ——

大 木 正 義

我が国の国語の表記等について、従来のものに改善を加えるべしとの論が活発になるのは明治に入ってからのことである。政府もこれを取り上げいくつかの案を提出している。小稿はこの国語政策として取り上げられたところの諸案を主題の観点から検討することを目的とする。大正期までの表音的仮名遣いの案はほとんど実施されなかったが、昭和二十一年に実施された「現代かなづかい」へと着々と近づいている。その様相の一端を、△社会への配慮▽がどのようになされているかという観点に立ってあとづけてみたいのである。現実にはいわゆる歴史的仮名遣いが敵として行われているわけであるから、表音主義に基づく仮名遣いの提案は種々の慎重な配慮が必要とされる。その一つとして現実の社会への配慮の必要性ということがあるはずである。

一

先にも触れたが、国語施策として表音主義に基づく仮名遣いが最初に発表されたのは明治三十三年である。文部省は同年八月三十一日に省令第十四号をもって「小学校令施行規則」を出しているが、その第十六条にある規定の一部と第二号

表音的仮名遣い案における社会への配慮

表とがそれである。(波線 大木)

(1) 小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体ハ第一号表ニ、字音仮名遣ハ第二号表下欄ニ依リ又漢字ハ成ルヘク其ノ数ヲ節減シテ応用広キモノヲ補フヘシ(後略)

第一号表(省略)

第二号表

従来用ヒ来レル字音仮名遣

新定ノ字音仮名遣

い(あ行及や行)	ゐ	い
う(あ行及わ行)		う
え(あ行及や行)	ゑ	え
お	を	お

(中略)

にう	にふ	にゆー
りう	りふ	りゆー
あむ	あん	あん

(其他語尾ノ撥音ニ  
むんヲ区別スルモ  
ノ皆之ニ準ス)

備考 本表ハ平仮名ヲ以テ示シタリト雖モ片仮名ヲ用フル場合モ亦同シ

この字音仮名遣いは、明治三十四年四月から小学校教育において実施され、明治四十二年まで実施されたが、ここには(1)の規則と表が示されただけで、後の諮問にみられるような説明——「本案の理由」や文部次官の演述など——はない。したがって、表音的仮名遣いを小学校で実施することとしたこと、その仮名遣いは字音に限ることとしたこと、その理由を知ること

できない。また、小稿の観点である「当時の社会における表記上の慣習などに対する配慮」がいかになされているかという点も不明とするはかはない。しかし後に出された諮問——例えば「仮名遣ノ件」(明治四十一年文部大臣から臨時仮名遣調査委員会への諮問)——に先立っての文部大臣の趣旨説明には参考とすべきことがないではない。少し長いが次に引用する。

(2) 抑モ仮名遣問題ノ起リマシタノハ維新ノ結果トシテ百般ノ制度文物革新致シマシテ教育法モ大ニ変更セラレタ際ニ胚胎シタモノト存ジマス、從來ハ就学ノ始カラ直チニ漢字ヲ教フルノガ慣用例デ字訓モ仮名ヲ借ラズ、直チニ其漢字ヲ見テ之ガ発音ノ暗誦ヲサセマシタ、ソレデスカラ書クトキハ漢字ガ主トナリ仮名ハ客トナツテ字音モ字訓モ漢字ニ隠レテ居ツタメニ仮名遣法ガ余リ問題ニナラナカツタノデアリマス、然ルニ現行教育法デハ初年級ノモノハスベテ仮名ニ依ツテ之ヲ書キ現ハスコトニナツテ居リマスカラ仮名遣ガ小学教育ノ初年ニ於テ非常ニ大切ナモノニナツタノデアリマス、トコロガ従来教科書ニ用ヒテ来タ仮名遣ハ歴史的ノモノデ通常ノ人ニハ頗ル六ヶ敷イ物デアルノデ、之ヲ精確ニ学習サセルコトハ中々容易デナイ、(中略) 我邦兒童ガ国語国文ヲ習得スルノ困難ハ慥カニ他国ノ兒童ガ彼ノ国語国文ヲ学習スルヨリ数倍デアルコトハ争フベカラザル事実デ他ノ国民ニ対シ誠ニ不幸ノ位地ニ居ルモノト言ツテ宜シイノデアリマス、教育当業者ハ即チ教育事業ノ改良手段ノ一ツトシテ遂ニ明治三十三年小学校令施行規則制定ノ場合ニ仮名遣上最モ困難トスル字音ニ関シテ改正ヲ加ヘ学習上簡便ニ致シマシタ(後略)

右によれば小学校教育における字音仮名遣いの改善の理由は理解されるが、次の二点についての説明は行われていない。

①小学校もさることながら、中学校や一般の社会においても、従来の字音仮名遣いは改善の余地があるのではないかとすれば、小学校だけに限ったのはなぜであるか。

②小学校における表音的字音仮名遣いの採用は、中学校や一般の社会の仮名遣いを混乱させるものとならないか。す

なわち、中学校や一般の社会ではいわゆる歴史的仮名遣いが広く行われているのであるから、小学校で表音的仮名遣いを学習したものは中学校や一般の社会でこの仮名遣いが行われていないことを知りたまどうことになるし、表音的仮名遣いの使用は社会の慣習とあい入れないことにもなり、仮名遣いの混乱をもたらすことにならないか。もしこの憂いありとすれば、小学校での表音的仮名遣いの採用に当っては社会の他の分野への配慮——円滑に行われるための配慮——が必須のこととなるのではないか。

先に一部を示したところの第二号表では従来の「か・ぐわ・が・ぐわ」は「か・が」と改めつつも、「従来慣用ノ例ニ依ルモ妨ナシ」としており、「じ・ぢ・ず・づ」も「じ・ず」に改めつつも、「か・が」と同じく「従来慣用ノ例ニ依ルモ妨ナシ」としている。これらは一般の社会への配慮を思わせるものではあるが、先に例示したように、長音に「ー」を採用していることはその配慮のないことを思わせるものである。したがって「ー」を採用したことなどを含めて、小学校の仮名遣いと社会の他の分野の仮名遣いとの関係につき説明があつて然るべきである。後の諮問等には、十分とは言えないものの、この種の説明が行われているのである。とすれば、この明治三十三年のものは小稿の観点からは説得力に欠けるものと言わざるを得ない。

## 二

明治三十三年の「小学校令施行規則」に続くものとして発表されたのは明治三十八年の諮問である。これは同年二月の文部省からの諮問であり、国語調査委員会と高等教育会議に諮ったものである。「国語仮名遣案」「字音仮名遣（小学校令施行規則第二号表）ニ関スル事項」がそれであるが、「参考」という形で「国語仮名遣改定別案」が「本案の理由」等を付して諮問されている。小稿にとって必要なのは以上のものほかに、国語調査委員会における文部次官の演述（明治38・3・3）・高等教育

会議における主任者の説明（明38・3・21）である。

そこで本項では「国語仮名遣改定案」をまず検討するが、当然のことながら、この案に関する演述・説明も検討の対象とする。

「国語仮名遣改定案」の「緒言」をみると、本案の対象とする社会の分野が明らかとなる。

(3) 緒言

一 (省略)

二 本案ノ改定仮名遣ハ現行ノ国定小学校教科書大修正ノ場合ニ実行スルモノトス

三 本案ノ改定仮名遣ハ中等教育ノ学校教授上ニモ実行センコトヲ期ス

四 (省略)

「二」には「実行スルモノトス」とあり、「三」には「実行センコトヲ期ス」とあるから、両条には何か異なる面があるかに思われるが、高等教育会議における主任者の説明に、

(4) 二 中等教育ノ学校教授上ニモ適用スルコト 是ハ中等教育ニ於テモ仮名遣ヲ満足ニ教授スルコトハ困難ナルノミナラス仮名遣ノ如キハ兩教育別々ニスヘキモノニアラス（以下略）

(5) 中等教育ノ学校教授上ニ実行セントスルハ中等教育ニ於テモ字音仮名遣ノ如キモノヲ教授スルノ必要ナキノミナラス此ノ如キ注則ハ国語仮其遣ト同シク小学校ニ於ケルト異ニスヘキモノニアラスト認メタレハナリ

とあるから、「二」と「三」は実質同じ内容であると考えられる。なおこの(4)(5)によって、中学校にまで対象を広げることの理由も明らかである。しかし、とすればこれを一般の社会にまで広げなかったのはなぜか。主任者の説明に、

(6) 極メテ困難ナル仮名遣、専門学者ヲ除クノ外一般ノ人ノ記憶シ居ラサル仮名遣ノ即チ今日我民族ノ慣用ヨリ見テ最モ不自然トモ謂フヘキ仮名遣（歴史的仮名遣いによる従来の字音仮名遣いのこと 大木注）ヲ廃スルコトハ事宜ニ合シタル改定

法ナランカ（以下略）（波線 大木）

とあることから考えると、従来の字音仮名遣いは一般の社会にあつても習得困難であり「最も不自然」なものともみられていたものであることがわかる。とすれば、なぜに一般の社会にまで広げなかつたのかの説明がほしいところである。だがそれはそれとして、対象を小学校・中学校に限定するに当たり、一般の社会の表記上の慣習などに対してどのような配慮がなされたのであろうか。明治三十三年のものにはこの点を明らかにすべき資料がなかつたが、本案についての高等教育会議の主任者の説明に参照すべきものがある。

(7)（長音ハ・大木補）ー用フルトキハ漢字交り文ニ於テ請<sup>コフ</sup>、善<sup>コフ</sup>ナトムスヘクシテ調和甚タ面白カラス依テウ用ヒタル次第ナリ

主任者の説明の他のくだりに、「世間通用ノ漢字交り文」「動詞等ノ活用ヨリ起ル仮名遣並ニ天爾遠波ハ漢字交り文ニ於テ仮名ヲ以テ表記セラレタル部分ニ当ルヲ以テ之ニ変化ヲ及ホスコトハ忽チ世間ノ慣用ニ反クコトムナルナリ」とあることから、「漢字交り文」は当時の一般の社会に広く行われていたものであることがわかる。とすれば、(7)は、その一般の社会の表記習慣に配慮したものであるとみなしてよからう。言い換えれば、小・中学校において長音をすべて「ー」で表わすことになる、当時の一般の社会に広く行われている漢字仮名交り文と衝突すると考えているところに、小・中学校における表音的な仮名遣いの採用と社会習慣との調和をはかろうとする配慮がうかがえるのである。

ところで、主任者の説明の中に次の(8)のあることに着目したい。

(8)世間ノ文学ニ筆ヲ染ムル者ハ中等教育ヲ受ケタル者カ多カルヘキ管ナルニ一方ニ此ノ如キ人カ旧来ノ仮名遣ヲ使用シ他方ニ大多数ノ国民即チ小学校教育ヲ受ケタル者ハーヲ習ヒ乍ラ一般ノ文字ヲ読ムトキニハ自己ノ習得シタル所ト異ナル書方ニ接セサルヘカラサルハ不都合ニアラスヤ此關係ハ国語仮名遣ノ場合ニ於テモ固ヨリ然リトスル所ナリ

この説明は、中学校にまで対象を広げたことの理由にもなるものだが、中学校にまで対象を広げることによって一般の

社会もこの案のとおりになるといふ考えが含まれているように思われる。すなわち、中学校を出たものは一般の社会にあつて文章を書く機会が多い。その者たちがその文章をこの案に従つて書くならばやがて一般の社会の仮名遣いはこの案のとおりになるといふ考えがあるように思われるのである。

だが、もしそうだとすればこういふ考えを採用したのはなぜであらうか。学校と一般の社会とに段階を設けずに、いわば一挙に、社会全体にこの案を及ぼすといふことはできなかったのか。しかし、残念ながら本項でとり上げた資料の中にはその答えは見出せない。

### 三

次に「国語仮名遣改定別案」を検討する。この別案の考え方等を知るべく、当然のことながらこの案に付せられた「本案の理由」・文部次官の演述・主任者の説明も検討の対象とする。

この別案は主任者の説明によれば、

(9)別案ハモト主務課ニ於テ調査シタルモノニシテ本省ノ教科書調査委員会ニ提出シタルトモ同会ニ於テ少数意見トナリタルモノナリ

といふ性格のものである。したがつて文部省としては「国語仮名遣改定案」の方を第一案としたことがわかる。しかしこの別案には期するところがあつた。それは次の(10)から知られる。

(10)別案ハ旧キ仮名遣ニ違フ所アルト同時ニ悉ク理想通ノ改正ヲナスス畢竟一箇ノ折衷案ノ如キモノニシテ一見姑息ノ如クナレトモ其実際ニ於テハ却テ穩当ナル改正法ナリト調査者ハ之ヲ信シ居レリ

といふのである。とすれば、小稿の観点からみてこの別案と先述の「国語仮名遣改定案」との異同が確かめられなければ



ならないであらう。

まず、対象とする社会の分野をみよう。別案の「緒言」に、

一 (省略)

二 本案ノ改定仮名遣ハ現行ノ国定小学校教科書大修正ノ場合ニ実行スルモノトス

三 本案ノ改定仮名遣ハ中等教育ノ学校教授上ニモ実行センコトヲ期ス

四 (省略)

とある。これによれば対象は先述の案と同じである。「二」「三」も実質的には同じであることは先述と同様の資料によって確かめられるから再説は省略に従う。

次に、一般の社会の表記上の慣習などに対してどのような配慮がなされているかをみよう。「本案の理由」にある次のくだりが注意されよう。

(1) 国語ヲ総テ発音的ニ改ムルコトハ理想トシテハ可ナリト雖モ之ヲ急激ニ実行セントスルトキハ大ニ世間ノ慣用ト衝突シ又甚シク歴史的文法ヲ破壊スル等種々ノ差支ヲ生シ却テ目的ヲ達スル能ハサルノ虞アリ

これによれば、別案が一般の社会に受け入れられ円滑に実施されるためには、その一つとして「世間ノ慣用」との調和をはからねばならないという考えのあることがわかる。とすると、「世間の慣用」とは具体的には何であるか。「本案の理由」に、

(2) 之(「通フ」「通ハス」のこと・大木注)ヲ「通ウ」「通ワス」ニ改ムルトキハ忽チ普通ノ漢字交リ文ト衝突スヘケレハナリ又動詞マフ(舞フ)ヲ「モー」ト改ムルトキハ文法上ノ説明ニ革新ヲ要スルノミナラス之ヲ漢字ト仮名トニテ記スルニハ「舞ー」トセサルヘカラスシテ大ニ世間ノ慣用ト衝突スヘケレハナリ

(3) 天爾遠波ハ普通ノ漢字交リ文ニ於テハ之ヲ仮名ニテ表記スルモノニシテ且学習上甚シキ困難ナキヲ以テ是レ亦其仮名

遣ヲ從來ノ仮ニ据置キタリ

(14) 本案ハ(中略)之ニ依リテ一般ノ人ノ困難トシテ記憶スル者少キ繁雜ナル仮名遣ヲ廢スルヲ以テ将来ノ理想トスル音韻文字採用ノ時代ニ到達スルニ至ルマテ即チ漢字節減仮名奨励ノ過渡時代ニ於テ教育上適切ナル改定法ナリト信スとあるのに注目したい。また、高等教育会議における主任者の説明に、

(15) (別案ハ 大木補) 現ニ一般ノ人モ少シク教育アル者ハ此ノ如キ仮名遣ヲ誤ルコトナシ

とあるのにも注目したい。(11) (13)を先の(7)と比べると、別案の方が一般の社会の表記上の慣習との關係を詳述していることが知られる。それは別案が(10)の立場で作成されているからであるが、小稿の観点からすると、別案の方が一般の社会の表記上の慣習などに一層配慮しているということが重要である。しかもこれに加えて別案が(14)(15)をも視野に入れていたとも留意されてよい。明治三十三年のものも「国語仮名遣改定案」も(14)(15)の視点を自覚して作成されたものと思われるが、この視点を一層自覚しているのが別案なのである。

ところで(8)は「国語仮名遣改定案」についての説明であり別案そのものの説明ではないが、「緒言」が同じであることからみると、(8)の説明は別案にも適合すると考えてよからう。とすれば(8)に加えた私見は別案にも当てはまるものと思われる。

#### 四

次に「仮名遣ノ件」について考えたい。これは明治四十一年に文部大臣から臨時仮名遣調査委員会へ行われた諮問であるが、小稿にとって参照すべきものは、「仮名遣ノ件」における「緒言」「理由書」と、明治四十一年五月二十九日の臨時仮名遣調査委員会で行われた文部大臣牧野信頭の「仮名遣ノ件」の趣旨説明と、明治四十一年六月五日の第一回臨時仮名

調査委員会における文部書記官渡部董之介の「仮名遣ノ件」の趣旨説明とである。

まず、社会のどの分野を対象としたものかをみよう。「緒言」に、

(16) 一 本案ノ仮名遣ハ文部省ニ於ケル教科書検定及ヒ編纂ノ場合ニ之ヲ許容スルモノトス

二 本案ノ実行ト同時ニ明治三十三年文部省令第十四号小学校令施行規則第二号表ヲ廃ス

とある。また「理由書」には、

(17) 小学校令施行規則第二号表ノ字音仮名遣ハ之カ実行ヲ小学校教育ニノミ限リ中等教育ニ於テハ依然旧来ノ仮名遣ヲ強テ学習セシメタルモ仮名遣ノ如キハ教育ノ階級ニ依リテ裁然限界ヲ画スヘキニアラス加之何レノ階級ノ教育ニ於テモ旧仮名ヲ守株シ又ハ新仮名遣ヲ強制スルコトナク新旧並行セシメ自然ノ淘汰ニ一任スルヲ可トス

とある。これらによって、対象とする社会の分野は小学校・中学校であることがわかる。ただ、注意すべきは、従来のものである（実施されたものと諮問と答申のものすべてのもの）にはない「許容」という考えが登場していることである。このことは小稿の観点から言えば、当時の社会の表記上の慣習への配慮ということとかわるからここではその指摘にとどめ、後に具体例に基づいて述べる。

さて、それでは社会の分野をこのように限定したのはなぜか。文部大臣の趣旨説明に次の一節があるのが参考となる。

(18) 唯今日ハ六百万ノ児童ニ義務教育カ負ハセテアリマシテ其国民教育ノ成績如何ニ依テ各国トノ競争上帝国ノ位置ヲ維持スルト云フ歴史上未曾有ノ時運テアリマス、ソレユエ苟モ国家的観念ノ養成ニ妨ケサル限リハ聊カテモ其負担ヲ軽減シ教育ノ実質ヲ進メ現代ハ勿論永久ニ国民ヲシテ其便益ニ浴セシメ国家ノ進運ニ貢献サセタイト云フ精神カラ此問題ヲ解決シヨウトシタノテアリマスカラ（後略）

ここでは小学校の教育が対象となっているが、小学校に「仮名遣ノ件」を採用する理由は「各国トノ競争上帝国ノ位置ヲ維持スルト云フ歴史上未曾有ノ時運」に我が国が遭遇しているところにある。文部書記官の説明に、

(19)是等ノ案(明治33年の小学校令施行規則第二号表と明38の諮問のこと 大木注)ト同様ノ精神ヲ有ツテ居リマス、大体ノ精神カ同シテアリマス(以下略)

とあるから、歴史的仮名遣いの習得が困難であるという事情も社会の分野の限定の条件の一つではあるうが、我が国の「時運」に説き及んでいるのはこの「仮名遣ノ件」がはじめてである。

それでは、なぜ社会の分野を限定したのか。分野は限定しても、その分野での教育の徹底がやがては一般の社会にも及ぶと考えていたように推測される。なぜならば、(18)において「其負担ヲ輕減シ教育ノ實質ヲ進メ」と説いたのに続けて、「現代ハ勿論永久ニ国民ヲシテ其便益ニ浴セシメ」とあるからである。だとすると、なぜこうした方策をとったのか。一挙に、小・中学校教育のみならず一般の社会の仮名遣いをも改善した方がいわば早道ではないのか。先の諮問についてもこうした疑問を投げかけたが、ここでも同様の疑問が生ずるのである。

それでは、当時の一般の社会の表記上の慣習などに対する配慮はいかになされているか。

(20)本案ハ仮名遣上口語ト文語トノ區別ヲ廃シ、或ハ社会ノ慣用ニアマリ遠サカラナイ様ニ注意ヲ加ヘマシタ(文部大臣の趣旨説明)

「社会ノ慣用」への配慮がほどこされている旨がうかがえるが、この「社会ノ慣用」とは具体的には何か。文部書記官の説明にそれをうかがうことができる。

(21)今日ノ一般ノ国民ノ注意ヲ惹イテ居ル、一般国民ノ意識ニ入ツテ居ルモノトモ申シマセウカ、其一般国民ノ意識ニ入ツテ居ルモノト又他ノ一ツハ一般ノ国民ノ意識ニ入ツテ居ラヌモノト此二ツカアルヤウテアリマス、ソレテ此案ハ国民ノ意識ニ入ツテ居ルトコロノ仮名遣ハソレハ先ツ其假ニシテ置イテ手ヲ着ケマセヌ、唯国民ノ意識ニ入ツテ居ラヌモノト認めマスルトコロノモノヲ新ニスル方針ヲ執ツタノテアリマス

(22)此案ハ普通ノ漢字混リ文ヲ吾々ノヤウナ大人書カキマスル上ニ於テハ何ノ影響ヲモ起サヌ、小シモ普通ノ慣例ニ背イ

タヤウナ感ヲ起スヤウナ場合カナイ

(23) 此案ハ従来ノ案ニ較ヘテ見マスルト云フト一層社会ノ習慣、仮名ヲ使用シテ居リマスルコトコロノ慣例ニ意ヲ注キマシテサウシテ立案ヲ致シタモノデアリマスルノテ、国民ノ意識ニ入ツテ居ル所即チ漢字ニ隠レテ居ラヌトコロノ仮名遣ハナルヘクソレニ手ヲ着ケナイト云フ方針テ調べタノデアリマス

(24) によれば、仮名遣いの改善に当たっては、国民の意識に入っているか否かに注目すべきであるという。そして(22)(23)によればこの観点をとることによって、社会の慣習となつてゐるところの漢字仮名交じり文と調和が保てるというのである。そして、明治三十八年のものもそうであつたが今回のものはそのことに一層配慮してゐると言うのである。

ところで文部書記官の次の説明をみると、左の配意は漢字仮名交じり文に対してだけでなく、仮名文にも及んでゐるところが知られる。

(24) 国民ノ意識ニ入ツテ居リマスルトコロノ仮名遣ハソレヲ仮名文ニ——悉皆仮名文ニ書キマシタ場合ハ素ヨリノコト、又普通ノ文章、即チ漢字ト仮名ヲ混ヘテ書キマスルトコロノ文章ニ於キマシテモソレハ仮名ノ部分ニ表ハレルノデアリマス

(25) 国民ノ意識ニ入ツテ居ラヌトコロノ仮名遣今申上ケマシタトコロノ一種ノ所謂ムツカシイ仮名遣ハ——最モムツカシイトコロノ仮名遣ハソレカ若シ新シクナリマシタトコロカ平生カラ国民一般ニ注意ヲ惹イテ居ラヌノデアリマスカラ其文章ヲ悉皆仮名文テ書イテ今申ストコロノ仮名遣ヲ悉皆新シク致シマシタトコロカ少シモ奇異ノ感ヲ惹起スヤウナコトハナイノデアリマス

(24)(25)のような考え方は、明治三十三年のものや三十八年のものにもあるいはあつたのかも知れないが、「仮名遣ノ件」はこのことを明示しているという点において注意される。

さて、このことと併せて注意したいことがある。それは文部書記官の次の説明である。

(26) 仮名ノ部分ニ表ハレマストコロノ仮名遣ハ変ヘナイテ置イテ若シモ全部之ヲ仮名文ニ書キ直ストキ今ノ漢字ニ代ハルヤウナ所ヲ改メタイト云フノカ此案ノ精神ノ一ツテアリマス、ソレナラハ普通ノ漢字仮名混合文ニ於テ少シモ關係カ無イト云フヤウナモノナラハ何モ仮名ヲ改メヌマテモ關係カ無イタラウト云フ御論モアルテアリマセウカ、其処ハ此普通教育ノ方カラ考ヘマスト非常ニ關係カアルノテアリマス、前ノ大臣ノ御演説ニアリマシタカ、小学校テハ初ハ仮名ヲ以テ言語ヲ教ヘマストノテ仮名ノムツカシイノハ最モ困ルノテアリマス

仮名遣いの改善にかかわる、ここに想定されている疑問は従来のものにもあったのかもしれないが、こうした疑問を明示して、仮名遣いの改善が小学校教育において必要なゆえんを説いている。ここに、社会の分野の限定の理由をより一層説得力あるものにしようとする姿勢が読みとれる。

ところで、先に(1)に「許容」という考えのあることを述べたが、この考えには、一般の社会の表記習慣への配慮があると思うのでこの点を具体的に述べよう。

(27) 従来ノ案ハ旧イ仮名遣ニ対シテ新シイ仮名遣ヲ開キマスト同時ニ旧イ仮名遣ノ使用ヲ一切禁シタヤウナ形ニナツテ居ルノテアリマスカ、此案ハ新仮名遣ヲ起スト同時ニ新旧両仮名遣共ニ何レモ正シキモノトシマシテ併立セシメ自然ノ濁汰ニ任セヤウ、トチラヲ使ツテモ宣イト云フノニ過キナイノテアリマス

従来のものは歴史的仮名遣の一部を引き継ぐものであったが、歴史的仮名遣いそのものは、小学校・中学校の教育においては認めない方針であった。しかるに「仮名遣ノ件」ではこれを認めようというのである。とすればこれは、当時広く一般の社会に行われていたところの歴史的仮名遣いに対する配慮であると言ってよからう。とすると、なぜ「許容」の立場をとったのか。それを明確にする説明等は得られないが、文部書記官の次の説明が参考とならう。

(28) 素ヨリ旧道テナケレハナラス、或ハ旧仮名遣テナケレハナラスト云フコトテアリマスルナラハ何処マテモ新道、新仮名遣ヲ撲滅スルノテアリマスカ、サウテナイ以上ハ別ニ旧仮名遣、即チ衆人ニ不便ナ仮名遣ヲ墨守スルニモ及フマイト

考へマシテ新仮名遣ヲ公認スルノテアリマスカラ旧イ仮名遣ヲ使フト云フコトヲ別ニ禁スルニモ及フマイ、自然ノ勢ニ任セテ置イタナラハ宣カラウト云フ考デアアルノテアリマス

これによれば、「許容」の立場をとる理由の一つは、歴史的仮名遣いを禁ずる決定的な理由が見出せないところにあるように思われる。

ところで、かく「許容」の立場をとりつつも、それは微妙に新仮名遣いの方に傾くかとも思える。

(29) 一度許容ノ方カ出マシタル以上ハ教育上ノ便利ノ上ヨリ致シマシテ其新シイ仮名遣ニ拠ツテ教科書ヲ書クト云フコトニ致シタイ、民間カラ出マスルトコロノ教科書テアリマスナラハソレハトチラテモ宣シウコサイマスカ、教育ノ便利ヲ計ツテ国語ヲ発展セシメタイト云フ考ヨリ殊ニ教科書ヲ自ラ書キマスルノテアリマスカラ新シイ仮名遣ヲ用キル積リナノテアリマス

民間から出る教科書はどちらでもよいが文部省からのものは新仮名遣いで出すという考えがはたして妥当なものかどうかは決しがたいが、「許容」の立場は実行の段階においては新と旧とを対等に置く立場ではないのである。

## 五

以上、明治三十八年の諮問と明治四十一年の諮問を中心に述べてきたが、一般の社会の表記上の慣習などへの配慮という点では明治四十一年の方がそれまでのものよりも一層行き届いていることが明らかになったと思う。しかし、対象とする社会の分野をなぜに小・中学校に限るのかという点については、明治三十三年のものも含めて明確ではなかった。繰り返して述べてきたことだが、仮名遣いの改善を一挙に社会全体に及ぼす方策をとらない理由が明確には説かれていないのであった。

だがしかし、唐突ながら、その理由は次に引用する上田万年の論評によって氷解しよう。(雑誌「解釈」(平成三年六月)において小見の一端を述べた。参照願いたい。)

(30) 或一派の論者には、普通教育文けの文字語法を変へるといふ事は甚だ理窟に合はない、文字語法を変へるならば、上は政府より下は小学校に至るまで、皆一様にならなければならぬと論ずる人がある。是は文明が段々と進んで、社会の秩序が整って行くならば、決して無理の無い希望だけ共、明治の社会の如き、四十年前に一大革命をなして、其後歐羅巴の文明を採用して、種々の機関を發達させて来るところの此社会に於ては、決して斯かる希望は成立し得べからざるものではないかと私は思ふ。明治の五年に普通教育を制定せられた時分の事を考へて見ても分る。(中略) 其時分には世の先進者或は達見家といふ者が、小中学校の学制といふものを布いて、当時の社会の風習と違つても、併せながら他日の成功を期するといふ大きな規模でもって、我々を教育して呉れた故に、我々には今日立派なる教育制度を確立させて有つて居るのであると信ずる。(中略)

斯う云ふ次第であるのに、論者は普通教育に於ての仮名遣の問題などが世に出ると、忽ちに招勅から変へなければならぬ、政府の公文から変へなければならぬといふようなことを言ふ。それが変はれば、それ程結構なことは無いけれども、變らぬからと言つて、普通教育が斯う云ふ新しい方法を行つてはならぬといふ断言は出来ないだらうと思ふ。(「最近の国語問題に付て」)

右は『教育学術界』(明治三十八年七月号)に發表されたものであるが、上田は国語調査委員会(明治三十五年三月設置)の主事でもあり、臨時仮名遣調査委員会(明治四十一年五月設置)の会長でもあったから、彼の考えは立案者側にも反映していたと思われる。このようにみてよいとすれば、明治期に出された表音的仮名遣い案における社会への諸配慮は、明治の時代と学校教育の在り方のこの二つの特徴を背景としてなされていたと考へてよからう。

さて、仮名遣いの改善が小・中学校の分野に限定されて行われた理由を右の上田の論評に求め得るとすると、「仮名遣



ノ件」に次いで発表された「仮名遣改定案」(大正十三年十二月)は、それまでの案の立場を脱却したものと見て注目されてくるのである。

## 六

「仮名遣改定案」は大正十三年十二月に臨時国語調査会から発表されたものであるが、表音主義に基づく仮名遣いの案としては久々のものであった。

学校教育における仮名遣いは、明治四十一年の文部省令第十号をもって歴史的仮名遣いに戻り、臨時仮名遣調査委員会も同年に廃止された。また国語調査委員会も大正二年に廃止となり、仮名遣い問題は決着をみだかに思われたがそうではなかった。その後、教育調査会(文部大臣の諮問機関)及び貴族院・衆議院からの建議に基づいて、大正五年に文部省内に国語調査室が設けられ、大正十年には臨時国語調査会が設置された。「仮名遣改定案」はこの調査会において立案され発表されたのである。

この案の前文ともいふべきものと、「凡例」及び安藤正次委員の説明とによれば、対象とする社会の分野は、従来のもとの趣を異にするものであることがわかる。

(31) 現今のわが国に行われている国語および字音の仮名遣は、これを学ぶのに一方ならぬ苦心を要し、しかもあやまりなくつかいこなすことが、なか／＼困難である。わが国民は、すでに漢字に苦しんでいるのに、そのうえ、むずかしい仮名遣とゆう重荷を負うている。本会がさきに常用漢字を公にし、さらにまた仮名遣の整理をはかつて、この改定案を発表するのは、文字の使用を容易にして国民教育の発達と国家文運の進展を促そうとするためである。

(32) 凡例

一、(省略)

二、本案ハ主トシテ現代文(口語、文語トモ)ニ適用スル。

三、固有名詞オヨビソノ他特殊ナ事情ノアルモノハ、シバラク従前ノ通トスル。タゞシナルベク本案ノ仮名ニヨル。

四、外国語の表記ハ別ニ定メル。

(33)凡例三の固有名詞およびその他特殊な事情のあるものとゆうのは、人名船舶名などの類や法令関係のもので容易に改められないものなどを含んでいる。

以上の(31)(32)(33)から、対象とする社会は学校教育も含め一般の社会に及んでいること、ただし法令文の分野など容易に改めたい分野は除かれていることがわかる。(なお、一般の社会に慣用として広く行われている表記とは言えないが、いわゆる古文の仮名遣い、外国語の表記にも言及している。これは本案がはじめてである)

とすれば、大正十三年のこの案は、大正十三年のこの時点は上田万年の考えた明治の時代とは異なるという認識のもとに作成されたものだという事になりこの意味において記念すべきものである。

それでは、一般の社会において行われている表記に対してはいかなる配慮が払われているか。一般の社会の表記を表面的なものにするとは言っても一挙にこれを行うわけにはいかないであろう。これは一般の社会の表記の分野を一挙に表面的に改革する立場に立つときに生ずる避けがたい問題であるが、本案がそれをいかに行なっているかを知ることが、「現代かなづかい」(昭21内閣告示・訓令)「現代仮名遣い」(昭61内閣告示・訓令)を見通すのに欠かせないことだと思ふ。以下の説明を試み小稿を閉じたい。

(32)に「本案ハ主トシテ現代文(口語、文語トモ)ニ適用スル」とあるが、これについて安藤は次のような説明を加えている。

(34)改定仮名遣の適用範囲が現代文のすべてに及ぶべきは当然である。口語と文語とで仮名遣がちがうとゆうような不統

一は許さるべきでない。現代文でないもの、古文とか中古文とかゆう類のものを適用範囲外にしているのは、それは過去の約束の下に書かれているので、強いてこれを現代の仮名遣で律するには及ばないからである。

左の説明によれば、「古文」や「中古文」は適用の範囲外にすることがわかる。大正時代においても「古文」や「中古文」で文章を書くこともあったであろうが、それらは「過去の約束の下に書かれている」ので、この案の適用範囲外に置こうとする配慮が認められる。既にある「古文」「中古文」を改める必要はないとする配慮も勿論ある。

次は「凡例」の「三」である。これについては③の安藤の説明があるが、人の名や船舶の名を表記するに当たってはそれが固有名詞であるが故に歴史的仮名遣いでもよいとする配慮があるのである。既存の固有名詞の改変にも及ばないと配慮のあるのも勿論である。また、法令文など統一性、永続性が特に重視されるものは改変が混乱のもとになるからそれに配慮しているのであると思われる。

更に、外国語の表記にも目を向けている。外国語の表記は、日常一般に用いられている日本化した外国語においても不統一であり不便であった。(このことは「外国語の写し方(仮名遣改定案補則)」(大正十五年五月臨時国語調査会)の前文にも述べられている)「凡例」の「四」はこのことに配慮したものであろう。